

## 第1条の3第1項(建築物の確認申請)表4 構造方法等の認定に係る認定書の写し

	(い)	(ろ)	チェック欄
1	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第2条第7号の認定を受けたものとする建築物 (耐火構造)	法第2条第7号に係る認定書の写し	
2	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第2条第7号の2の認定を受けたものとする建築物 (準耐火構造)	法第2条第7号の2に係る認定書の写し	
3	建築物の外壁又は軒裏の構造を法第2条第8号の認定を受けたものとする建築物 (防火構造)	法第2条第8号に係る認定書の写し	
4	法第2条第9号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 (不燃材料)	法第2条第9号に係る認定書の写し	
5	防火設備を法第2条第9号の2口の認定を受けたものとする建築物 (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備)	法第2条第9号の2口に係る認定書の写し	
6	法第20条第1号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物 (高さが60mを超える建築物)	法第20条第1号に係る認定書の写し	
7	法第20条第2号イ及び第3号イの認定を受けたものとするプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた建築物 (高さが60m以下の建築物)	法第20条第2号イ及び第3号イに係る認定書の写し	
8	屋根の構造を法第22条第1項の認定を受けたものとする建築物 (屋根不燃)	法第22条第1項に係る認定書の写し	
9	外壁で延焼のおそれのある部分の構造を法第23条の認定を受けたものとする建築物 (屋根不燃地域で外壁の延焼のおそれのある部分の構造)	法第23条に係る認定書の写し	
10	法第28条の2第2号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 (石綿等をあらかじめ添加した建築材料)	法第28条の2第1項に係る認定書の写し	
11	界壁を法第30条の認定を受けたものとする建築物 (長屋又は共同住宅の各戸の界壁)	法第30条に係る認定書の写し	
12	法第37条第2号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 (指定建築材料)	法第37条第2号に係る認定書の写し	
13	屋根の構造を法第63条の認定を受けたものとする建築物 (防火又は準防火地域内の屋根の構造)	法第63条に係る認定書の写し	
14	防火設備を法第64条の認定を受けたものとする建築物 (防火又は準防火地域内の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火戸他)	法第64条に係る認定書の写し	
15	令第1条第5号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 (準不燃材料)	令第1条第5号に係る認定書の写し	
16	令第1条第6号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 (難燃材料)	令第1条第6号に係る認定書の写し	
17	令第20条の7第1項第2号の表の認定を受けたものとする居室を有する建築物 (換気回数等の確保)	令第20条の7第1項第2号の表に係る認定書の写し	
18	令第20条の7第2項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 (第1種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、第2種に該当とみなす)	令第20条の7第2項に係る認定書の写し	

19	令第20条の7第3項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 (第1、2種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、第3種に該当とみなす)	令第20条の7第3項に係る認定書の写し	
20	令第20条の7第4項の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物 (第1、2、3種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないものとみなす)	令第20条の7第4項に係る認定書の写し	
21	令第20条の8第2項の認定を受けたものとする居室を有する建築物 (ホルムアルデヒド発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保できる)	令第20条の8第2項に係る認定書の写し	
22	令第20条の9の認定を受けたものとする居室を有する建築物 (ホルムアルデヒドの量を0.1mg/m <sup>3</sup> 以下に保つことができる)	令第20条の9に係る認定書の写し	
23	床の構造を令第22条の認定を受けたものとする建築物 (床の構造が地面から発生する水蒸気によって腐食しないもの)	令第22条に係る認定書の写し	
24	外壁、床及び屋根又はこれらの部分を令第22条の2第2号口の認定を受けたものとする建築物 (床の構造が地面から発生する水蒸気によって腐食しないもの)	令第22条の2第2号口に係る認定書の写し	
25	令第46条第4項の表1の(八)項の認定を受けたものとする軸組を設置する建築物 (床の構造が地面から発生する水蒸気によって腐食しないもの)	令第46条第4項の表1の(八)項に係る認定書の写し	
26	構造耐力上主要な部分である鋼材の接合を令第67条第1項の認定を受けたものとする接合方法による建築物 (構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法)	令第67条第1項に係る認定書の写し	
27	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造を令第67条第2項の認定を受けたものとする建築物 (構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造)	令第67条第2項に係る認定書の写し	
28	令第68条第3項の認定を受けたものとする高力ボルト接合を用いる建築物 (第2項の高力ボルトと同等以上の効力を有するもの)	令第68条第3項に係る認定書の写し	
29	令第70条に規定する国土交通大臣が定める場合において、当該建築物の柱の構造を令第70条の認定を受けたものとする建築物 (一の柱のみの火熱により、倒壊するおそれがある場合の柱の防火被覆)	令第70条に係る認定書の写し	
30	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを令第79条第2項の認定を受けたものとする建築物 (第1項の鉄筋のかぶり厚さと同等以上の耐久性及び強度を有するもの)	令第79条第2項に係る認定書の写し	
31	鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さを令第79条の3第2項の認定を受けたものとする建築物 (第1項のかぶり厚さと同等以上の耐久性及び強度を有するもの)	令第79条の3第2項に係る認定書の写し	
32	主要構造部を令第108条の3第1項第2号の認定を受けたものとする建築物 (耐火建築物の主要構造部の基準に適合するもの)	令第108条の3第1項第2号に係る認定書の写し	
33	防火設備を令第108条の3第4項の認定を受けたものとする建築物 (火災による火熱が加えられた場合に加熱面以外に火炎を出さないもの)	令第108条の3第4項に係る認定書の写し	
34	屋根の延焼のおそれのある部分の構造を令第109条の3第1号の認定を受けたものとする建築物 (屋内の火災による火熱が加えられた場合に屋外に火炎を出す原因となる亀裂等の損傷を生じないもの)	令第109条の3第1号に係る認定書の写し	
35	床又はその直下の天井の構造を令第109条の3第2号の認定を受けたものとする建築物 (床又はその直下の天井の構造)	令第109条の3第2号に係る認定書の写し	
36	防火設備を令第112条第1項の認定を受けたものとする建築物 (特定防火設備)	令第112条第1項に係る認定書の写し	

37	防火設備を令第112条第14項第1号の認定を受けたものとする建築物 (特定防火設備・防火設備)	令第112条第14項第1号に係る認定書の写し	
37	防火設備を令第112条第14項第2号の認定を受けたものとする建築物 (特定防火設備・防火設備、遮煙)	令第112条第14項第2号に係る認定書の写し	
39	防火設備を令第112条第16項の認定を受けたものとする建築物 (換気等の風道が防火区画を貫通する場合の防火設備)	令第112条第16項に係る認定書の写し	
40	屋根の構造を令第113条第1項第3号の認定を受けたものとする建築物 (換気等の風道が防火区画を貫通する場合の防火設備)	令第113条第1項第3項に係る認定書の写し	
41	防火設備を令第114条第5項において読み替えて準用する令第112条第16項の認定を受けたものとする建築物 (換気等の風道が間仕切壁又は隔壁を貫通する場合の防火設備)	準用する令第112条第16項に係る認定書の写し	
42	煙突の周囲にある建築物の部分を令第115条第1項第3号口の認定を受けたものとする建築物 (煙突の周囲にある建築物の部分を廃ガス、生成物の熱により燃焼させないもの)	令第115条第1項第3号口に係る認定書の写し	
43	床の構造を令第115条の2第1項第4号の認定を受けたものとする建築物 (防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準 床の構造)	令第115条の2第1項第4号に係る認定書の写し	
44	壁、柱、はり及び屋根の軒裏の構造を令第115条の2の2第1項第1号の認定を受けたものとする建築物 (耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の技術的基準)	令第115条の2の2第1項第1号に係る認定書の写し	
45	ひさしその他これに類するものの構造を令第115条の2の2第1項第4号ハの認定を受けたものとする建築物 (耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の技術的基準)	令第115条の2の2第1項第4号ハに係る認定書の写し	
46	防火設備を令第126条の2第2項の認定を受けたものとする建築物 (排煙設備について別の建築物とみなせる防火設備)	令第126条の2第2項に係る認定書の写し	
47	令第129条の2第1項の認定を受けたものとする階のある建築物 (階避難安全性能を有する認定)	令第129条の2第1項に係る認定書の写し	
48	令第129条の2の2第1項の認定を受けたものとする建築物 (全館避難安全性能を有する認定)	令第129条の2の2第1項に係る認定書の写し	
49	防火設備を令第129条の13の2第3号の認定を受けたものとする建築物 (非常用の昇降機の設置を要さない建築物の区画に使用する防火設備)	令第129条の13の2第3号に係る認定書の写し	
50	防火設備を令第136条の2第1号の認定を受けたものとする建築物 (防火、準防火地域内の建築物で地階を除く階数が3である建築物の防火設備)	令第136条の2第1号に係る認定書の写し	
51	防火設備を令第145条第1項第2号の認定を受けたものとする建築物 (道路内に建築することができる建築物の特定防火設備)	令第145条第1項第2号に係る認定書の写し	
52	施行規則第1条の3第1項第1号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)の認定を受けたものとする建築物又は建築物の部分	第1条の3第1項第1号イ又は同号ロ(1)若しくは(2)に係る認定書の写し	
53	構造耐力上主要な部分である壁及び床版の構造を第8条の3の認定を受けたものとする建築物 (枠組壁工法)	第8条の3に係る認定書の写し	